

6 障第 8 2 7 号  
令和 6 年 7 月 1 日

府内各障害児入所施設 設置者 様  
府内各障害児通所支援事業 事業者 様

京都府健康福祉部障害者支援課長

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」の公布について

平素は、本府における障害児施策について、御尽力を賜りありがとうございます。  
さて、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。通称「こども性暴力防止法」という。）について、令和 6 年 6 月 26 日付けで公布され、一部の規定を除き、公布の日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることになりましたので、お知らせします。

本法律の趣旨及び内容を踏まえ、こどもを性暴力等から守り、こどもの安全を確保するための措置を講じられるようお願いいたします。

担当	福祉サービス・障害児支援係 石川副主査
電話	0 7 5 - 4 1 4 - 4 6 7 1
E-mail	shogaishien@pref.kyoto.lg.jp